

別府市ウェブページ広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、別府市有料広告掲載要綱（平成18年別府市告示第31号。以下「要綱」という。）第4条及び第15条の規定に基づき、要綱に定めるもののほか、市が作成し、及び管理しているウェブページ（以下「市ウェブページ」という。）に有料で広告掲載することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領で使用する用語は、要綱で使用する用語の例による。

2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) バナー広告 市ウェブページに広告主（第8条第1項に規定する広告主をいう。以下この条において同じ。）の指定するウェブページへのリンクを設定した広告の画像を掲載して行う広告をいう。
- (2) テキスト広告 市ウェブページに広告主の指定するウェブページへのリンクを設定した広告の文字を掲載して行う広告をいう。

(広告の種類及び基準)

第3条 市ウェブページに広告掲載する広告（以下「ウェブ広告」という。）の種類は、バナー広告及びテキスト広告とする。

2 ウェブ広告は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 別府市広告掲載基準（平成18年別府市告示第32号）
- (2) 別表に定める別府市ウェブページ広告掲載基準

(広告掲載の期間等)

第4条 広告掲載の期間は1月単位とし、広告掲載の開始日及び終了日は次のとおりとする。

- (1) 開始日 広告掲載を開始する月の初日（その日が別府市の休日を定める条例（平成元年別府市条例第18号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後の直近の休日でない日）
- (2) 終了日 広告掲載を終了する月の末日（その日の翌日が休日であるときは、その日後の直近の休日でない日の前日）

2 サーバーの保守等により市ウェブページの公開を停止する場合の当該停止の日又は時間は、広告掲載したものとみなす。ただし、停止の時間が、1月に72時間を超えるときは、この限りでない。

3 ウェブ広告の掲載位置は、市ウェブページのトップページを原則とする。

(広告の募集)

第5条 ウェブ広告の募集は、市長が市ウェブページの管理状況等を勘案して、市ウェブページ又は市報への掲載その他の方法により行うものとする。

2 前項の募集は、毎年2月又は3月に、その年の5月から翌年4月までの間広告掲載する広告枠を対象にして行う。この場合において、募集は3月末日(その日が休日であるときは、その日後の直近の休日でない日)をもって締め切る。

3 前項の規定による募集を締め切った後、なお広告枠に余裕があるときは、広告枠数の上限に達するまで、募集するものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 ウェブ広告の広告掲載を申し込む者(次条において「広告申込者」という。)は、別府市ウェブページ広告掲載申込書(様式第1号)を前条第2項又は第3項の規定による募集の期間内に、持参、郵送、ファクシミリ、電子メール等の方法で市長に提出しなければならない。

(広告掲載の承諾)

第7条 市長は、前条に規定する広告掲載の申込みがあったときは、要綱第5条の規定により、広告掲載の承諾の可否を決定するものとする。

2 前項の場合において、第3条第2項各号に掲げる基準に適合する広告申込者が広告枠数を超えるときは、広告掲載の期間が長いものを優先するものし、それでも広告枠数を超えるときは、抽選により決定するものとする。

3 市長は、広告掲載を承諾するときは別府市ウェブページ広告掲載の承諾について(様式第2号)により、広告掲載を承諾しないときは別府市ウェブページ広告掲載について(様式第3号)により、広告申込者に通知するものとする。

(確認書等の提出)

第8条 前条の規定により広告掲載の承諾を受けた者(以下「広告主」という。)は、広告掲載を開始する日の10日前までに別府市ウェブページ広告掲載の確認書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 バナー広告の広告主は、広告掲載を開始する日の10日前までに当該バナー広告の電磁的記録を市長に提出しなければならない。

(広告掲載料)

第9条 広告掲載に係る料金(以下「広告掲載料」という。)は、次の各号に掲げるウェブ広告の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) バナー広告 1の広告枠につき月額10,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

(2) テキスト広告 1の広告枠につき月額10,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

2 広告主は、原則として広告掲載が決定した期間に係る広告掲載料の全額を広告掲載の開始日の3日前までに前納しなければならない。

3 市長は、広告主から口座振込の方法により広告掲載料の納付を受けたときは、領収書の送付を省略することができる。

4 第2項の規定により前納された広告掲載料は、返還しないものとする。ただし、広告主の責めに帰すことができない事由又は第4条第2項ただし書に規定する事由により、広告掲載の全部又は一部を中止又は停止したときは、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により返還する広告掲載料は、広告掲載の中止によるときは中止した日の属する月の翌月以降に係る既納の広告掲載料とし、第4条第2項ただし書に規定する事由によるときは当該停止時間のあった月に係る既納の広告掲載料とする。

6 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載の位置の変更)

第10条 市長は、ウェブ広告の広告枠数の変更、市ウェブページのデザインの変更又は市ウェブページの管理上の理由により市ウェブページを変更する場合は、広告掲載中のウェブ広告の市ウェブページ内の位置及び順番をその広告の価値を著しく損なわないと認められる範囲で変更す

ることができるものとする。

(広告の変更)

第11条 広告主は、広告掲載の開始日の属する月の翌月以降にウェブ広告の変更（ウェブ広告の種類の変更を除く。以下この条において同じ。）をすることができる。この場合において、ウェブ広告の変更は、1月に1回までとする。

2 広告主は、ウェブ広告の変更をしようとするときは、別府市ウェブページ広告掲載変更申込書（様式第5号）をウェブ広告の変更をしようとする日の20日前までに市長に提出しなければならない。

(広告掲載の取りやめ)

第12条 広告主は、その都合により広告掲載を取りやめるときは、別府市ウェブページ広告掲載の取りやめ申出書（様式第6号）を広告掲載を取りやめようとする日の3日前までに市長に提出しなければならない。

(広告掲載に係る契約の解除通知)

第13条 市長は、要綱第10条の規定により広告掲載の契約を解除したときは、別府市ウェブページ広告掲載の契約の解除について（様式第7号）により、広告主に通知するものとする。

(免責)

第14条 広告掲載に関して、市が広告主に対し、債務不履行責任又は損害賠償責任を負った場合は、その賠償額は第7条第1項の規定により広告掲載の承諾が決定されたことで広告主が負担する広告掲載料を上限とする。

(裁判管轄)

第15条 広告掲載に関する訴訟については、市の所在地を管轄する裁判所の管轄に専属する。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、ウェブ広告に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、告示の日から施行する。

附 則（平成21年1月19日告示第13号）

この要領は、告示の日から施行する。

附 則（平成24年2月21日告示第45号）

（施行期日）

1 この要領は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別府市ウェブページ広告取扱要領は、この要領の施行の日以後の申込みに係る広告掲載から適用し、同日前の申込みに係る広告掲載は、なお従前の例による。

別表

別府市ウェブページ広告掲載基準

(ウェブ広告のサイズ等)

1 特に指定のない限り、ウェブ広告のサイズ等は次のとおりとする。

(1) バナー広告

ア サイズ 幅182ピクセル×高さ60ピクセル

イ 容量 30KB以内

ウ 画像形式 GIF (アニメーション不可)又はJPEG

(2) テキスト広告

ア 文字の大きさ 広告掲載するウェブページの他のテキストと同じ

イ 文字数 全角で30字以内

ウ 文字色、書体等 指定不可

(リンク先の設定)

2 ウェブ広告には、広告主が指定するウェブページのURLをリンク先として設定する。ただし、次に掲げるウェブページは、リンク先として指定できないものとする。

(1) 別府市広告掲載基準に適合していないウェブページ

(2) ウェブ広告と内容が対応していないウェブページ

(3) 主に外部のウェブサイトへのリンクで構成されているウェブページ。ただし、地域情報などをテーマにした情報ウェブページで、営利を目的としていないものは、この限りでない。

(広告主の表示)

3 ウェブ広告は、広告主の名称、店名等を表示しなければならない。

(広告掲示しないウェブ広告)

4 次に掲げるウェブ広告は、閲覧者が市の情報と混同するおそれがあるため、広告掲示しない。

(1) 市ウェブページのコンテンツと酷似したデザインのウェブ広告

(2) 閲覧者が市の事業と誤解しやすいウェブ広告

(バナー広告の代替文字)

5 バナー広告は、その代替文字に当該バナー広告に表示されている広告

主の名称、店名等を設定する。

(バナー広告の表現の制限)

- 6 バナー広告は、その広告の画像に次に掲げる表現は使用できない。
 - (1) 次に掲げる閲覧者の意思に反した動きをし、又は閲覧者に誤解を与えるおそれがあるもの
 - ア 操作可能に見えるボタン、メニュー等
 - イ 入力可能に見えるテキストボックス等
 - ウ コンピュータの警告等と間違ふおそれのあるもの
 - (2) 極端な色使いのもの又は文字が判読困難なもの
 - (3) バナー広告に各種効果、修飾等を行うもの

(テキスト広告の使用文字の制限)
- 7 テキスト広告は、その文字中に次に掲げるものは使用できない。
 - (1) ウェブブラウザで表示できない文字、記号、マーク等
 - (2) 文字、記号、マーク等の回転、反転その他特別な加工を要するもの
 - (3) h t m l タグその他テキスト広告に各種効果、修飾等を行うもの